

仕 様 書

工 事 名 令和7年度 柴田町・大河原町公共下水道事業
 鷺沼排水区1号雨水幹線整備工事その3（繰越明許）

工事場所 柴田町大字船岡字清住町 地内

特記仕様書 1

本工事は、土木工事等共通仕様書及び工事に関する県の規制等に基づいて施工するものとする。ただし、下記事項については本特記仕様書に基づいて施工するものとする。

第1条 工事概要

本件は、鷺沼1号雨水幹線整備として、開削工法にてボックスカルバートを据付する工事である。

第2条 材料

1. 本工事に使用する材料は下記のとおりとし、明記無いものについては、別添参考代価表によるものとする。

材料名	寸法・規格	記事
ボックスカルバート	2,200mm×2,000mm	

第3条 一般事項

1. 受注者は、予め工事実施に必要な施工計画書を監督員に提出すること。
2. 受注者は、工事施工によって生じた発生品は現場発生品調書を作成し、監督員に提出すること。
3. 残土は監督職員の指示に従い指定の処分地に運搬して整地すること。
4. 工事現場管理については、土木工事安全施工技術指針・建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・市街地土木工事公衆災害防止対策要綱・道路工事保安施設設置基準等に準じて実施すること。
5. 受注者は、契約後速やかに必要な工事測量を実施し平面・縦横断を確認すること。
6. 受注者は、必要に応じて地下埋設物の確認をするため、監督職員の指示及び協議により試掘調査を実施すること。
7. 受注者は、必要に応じて仮設計画の確認をするため、監督職員の指示に従い仮設計画書を提出すること。
8. 設計図書と現場に相違が生じた場合や疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、決定するものとする。

第4条 その他

1. 工事施工中に第三者に被害・損害等を与えた場合は、受注者が全責任をもって解決するものとする。
2. 本工事实施に際して、借地の交渉が生じた場合、監督職員と協議し決定すること。

3. 本工事で発生した産業廃棄物の取り扱いについては、処分前に監督職員と協議の上、宮城県登録許可業者に委託すること。
4. 工事写真は、着手前と完成は同一場所にて撮影したものを3部、その他の工事写真は1部とし写真台紙はA4サイズとする。

特記仕様書 2

- 1 共通仕様書（土木工事編ⅠⅡ）の適用
本工事の施工にあたっては、「宮城県土木部制定共通仕様書（土木工事編ⅠⅡ）」に基づき実施しなければならない。
- 2 共通仕様書（土木工事編ⅠⅡ）に対する特記事項
共通仕様書（土木工事編ⅠⅡ）に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第1章 総 則

第1条 施工計画書

1. 実施工程表は、本工事に適した形式により作成するものとする。

第2条 工事現場発生品（工事現場再使用品）

1. 従来施設の撤去により発生したコンクリート及び、アスファルト廃材の処分は監督職員の指示に従うものとする。

第3条 段階検査

1. 段階検査を受ける工種及び施工段階は次表のとおりとする。

工 種	施工段階	検査内容
準 備 工	丁張り完了時	丁張り検査
土 工	床掘完了時	幅・深さ検査
函 渠 布 設 工	函渠布設時	高さ検査

第4条 工事現場管理

1. 交通安全施設は「道路工事における保安施設設置基準」に準じて、必要な処置を講じる物とする。

第5条 建設廃棄物処理

1. 本工事において発生するコンクリート塊、アスファルト塊については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物として適正に処理するものとする。
2. 当該廃棄物について、アスファルト塊は前田道路(株)仙台破碎工場へ、コンクリート塊(有筋)は(有)北日本クリーンへ処理するものとして運搬及び処分費を見込んでいる。

なお、この処理施設以外で自社処分場が所定条件を満たしていると認められる場合は設計変更の対象とする。

ただし、この場合でも処分費は当初設計額を超えないものとする。また、自社処分場に処理する場合の処分費は当該最終処分場までの運搬費および、最終処分場における廃棄物処理費の合計額とする。

3. 当該工事受注後は、速やかに施工計画書に建設廃棄物処理計画を作成し提出するものとする。
4. 建設廃棄物を処理した後は、速やかに「建設廃棄物処理結果報告書」マニフェスト及び処理状況写真を提出するものとする。

第6条 用地の使用

1. 工事箇所以外の工事用地で、施工に直接必要な土地は監督職員の承諾を得て無償で使用する事ができる。また、発注者側で借上げた土地以外を使用する場合の土地借地料、補償料はすべて受注者が負担するものとする。

第7条 作業時間帯

1. 本工事の作業時間帯は、下表に示すとおりとする。
なお、関係機関と調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。

工 種	時 間 帯	期 間
作業開始	8時30分から	
作業終了	17時00分まで	

2. 本工事の施工に当たり関係機関等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第8条 安全・訓練等の実施

1. 工事の施工に際し現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
 - (1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2)本工事内容等の周知徹底
 - (3)土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - (4)本工事における災害対策訓練
 - (5)本工事現場で予想される事故対策
 - (6)その他、安全・訓練等として必要な事項

第9条 安全・訓練等に関する施工計画

1. 施工に先立ち作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等

の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第10条 安全・訓練等の実施状況報告

1. 安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事週報・写真）に記録し報告するものとする。

第11条 社内検査

1. 本工事は、社内検査対象工事とする。

第12条 施工方法、時間の制限に関する事項（公害関係）

1. 特殊工法又は施設の必要が生じたり、時間制限が生じた場合は監督職員と協議しなければならない。
2. 本工事の施工に使用する建設機械は、排気ガス対策型によるものとする。

第13条 事業損失に関する事項

1. 施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により、調査及び対策の必要が生じた場合は監督職員と協議しなければならない。
2. 工事の施工に伴い騒音振動の測定が必要になった場合には、監督職員と協議しなければならない。

第14条 交通安全に関する事項

1. 標識は内部照明式のものを設置するものとする。
2. 仮設歩道が必要となった場合は監督職員と協議しなければならない。
3. 車両乗入部等工事の際に覆工（鉄板を含む）等が必要な場合は監督職員と協議しなければならない。
4. 工事施工に伴い段差すりつけ等が必要となった場合は、監督職員と協議しなければならない。

第15条 工事支障物件

1. 工事施工に伴い、支障となる物件が発生した場合には、監督職員と協議しなければならない。
2. 既設構造物（舗装含む）の撤去及び復旧が必要な場合には監督職員と協議しなければならない。

第2章 材 料

第1条 石材及び骨材の規格

1. 石材及び骨材類の規格は次表のとおりとする。

用 途	材 料 名	規 格	
			使 用 場 所
路盤材 不陸整正材	再生クラッシャーラン (RC-40)	0-40mm	

第3章 特記事項

第1条 共通仕様書（土木工事編ⅠⅡ）の適用

1. 本工事の施工にあたっては「宮城県土木部制定共通仕様書（土木工事編ⅠⅡ）」にもとづき実施しなければならない。

第2条 自主的施工の範囲

1. 共通仕様書1-1-2 2段階確認は、請負者が自主的に行うものとする。
2. 次の事項は請負者が自主的に判断してはならない。
- (1) 設計図書に明示されていない事項の処理。
 - (2) 設計変更に係る事項の処理。
 - (3) 地元関係機関等との協議に係る事項の処理。
 - (4) 天災その他不可抗力に係る事項の処理。

第3条 施工管理

1. 受注者は自主的施工工事の技術上の管理をつかさどるために、次の各号に適合する現場代理人及び主任技術者を定め、書面により監督職員に通知しなければならない。また、変更したときも同様とする。
- なお、現場代理人及び主任技術者のどちらかは現場に常駐させなければならない。
- (1) 本工事の設計図書を理解し、発注者の意とする工事を施工を行うのに十分な技術的能力を有する者であること。
 - (2) 施工管理基準及びその手法に熟達し豊富な経験を有する者であること。

第4章 そ の 他

第1条 発注者への協力について

1. 発注者側より依頼されたことについては、監督職員と協議の上、速やかに協力するものとする。